

(仮称) 蕨川地区風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和5年6月

株式会社グリーンパワーインベストメント

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して31日間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年3月27日（月）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和5年3月27日（月）付 岩手日報

※説明会の開催状況についての公告を含む

② インターネットによるお知らせ

令和5年3月27日（月）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・岩手県のウェブサイト（別紙2-1参照）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/jokyo/1005998/1058586.html>

- ・盛岡市のウェブサイト（別紙2-2参照）

<https://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/kankyo/kankyokatsudo/1040688.html>

- ・株式会社グリーンパワーインベストメントのウェブサイト（別紙2-3参照）

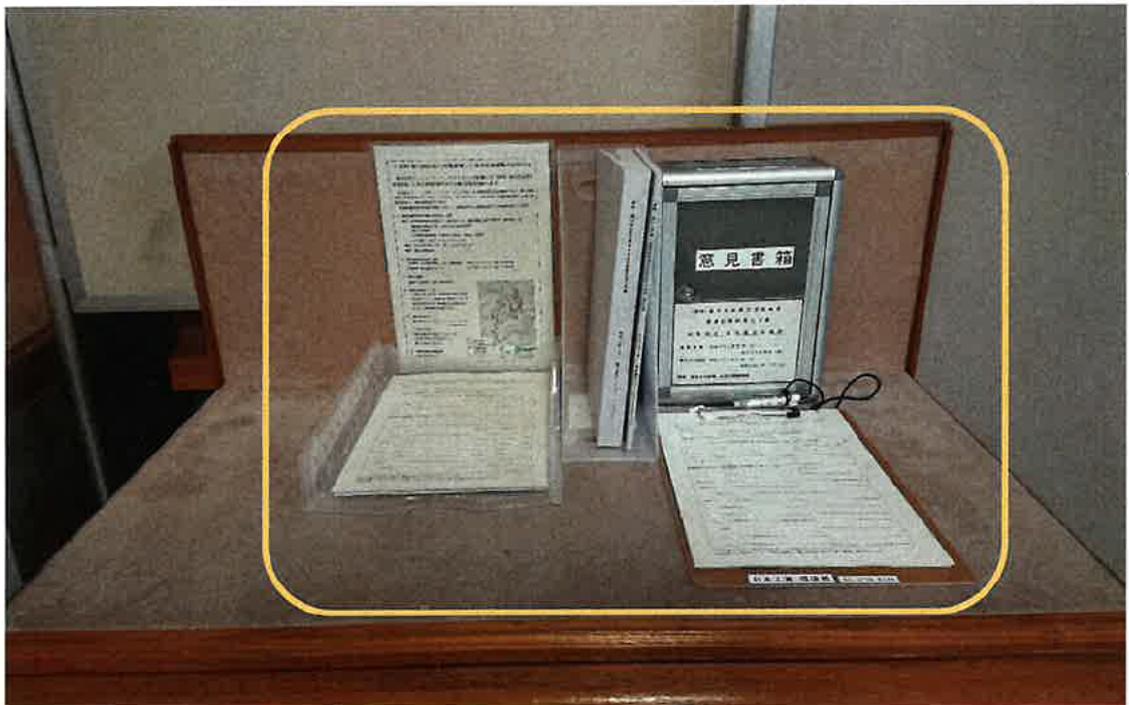
<https://greenpower.co.jp/2023/03/27/information-yabukawa-hohosyo/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 8 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用より縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・盛岡地区合同庁舎 1 階県民ホール
(岩手県盛岡市内丸 11-1)
- ・宮古地区合同庁舎 1 階県民ホール
(岩手県宮古市五月町 1-20)
- ・盛岡市若園町分庁舎
(岩手県盛岡市若園町 2-18)
- ・盛岡市玉山総合事務所
(盛岡市渋民字泉田 360)
- ・岩泉町政策推進課
(岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5)
- ・岩泉町大川支所
(岩手県下閉伊郡岩泉町大川字下町 117-4)
- ・岩泉町小川支所
(岩手県下閉伊郡岩泉町門字町 66-1)
- ・宮古市環境課
(岩手県宮古市宮町一丁目 1 番 30 号)



(盛岡市玉山総合事務所)

② インターネットの利用による縦覧

- ・株式会社グリーンパワーインベストメント ウェブサイト

<https://greenpower.co.jp/2023/03/27/information-yabukawa-hohosyo/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和5年3月27日（月）から令和5年4月26日（水）（土・日・祝日を除く。）

- ・縦覧時間：開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体庁舎での縦覧者数（意見書提出者数）は0名であった。

（内訳）

・盛岡地区合同庁舎 1階県民ホール	0名
・宮古地区合同庁舎 1階県民ホール	0名
・盛岡市若園町分庁舎	0名
・盛岡市玉山総合事務所	0名
・岩泉町政策推進課	0名
・岩泉町大川支所	0名
・岩泉町小川支所	0名
・宮古市環境課	0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づく、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

（別紙1、別紙2参照）

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下の通りである。

① 岩泉町

- ・開催日時：令和5年4月7日（金） 18時～20時

- ・開催場所：岩泉町大川基幹集落センター（岩手県下閉伊郡岩泉町大川字下町 117-4）

- ・来場者数：17名

② 盛岡市

- ・開催日時：令和5年4月8日（土） 18時～20時

- ・開催場所：盛岡市岩洞活性化センター（岩手県盛岡市藪川字外山 35-45）

- ・来場者数：23名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定では、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出ができるとあるが、5月上旬の祝日を考慮して、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して3週間を経過するまでの間、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和5年3月27日（月）から令和5年5月17日（水）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙3参照）
- ②株式会社グリーンパワーインベストメントへの書面郵送

(3) 意見書の提出状況

意見提出は5通、意見総数は27件であった。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条に基づく、方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解(1)

<事業計画>

岩手県盛岡市 A 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>蕨川自治会の●●●●です。</p> <p>私達の蕨川地域は古くから塩の道として利用され畜産を中心とした農業と林業で生計を立て生活をしてきました。</p> <p>しかしながら近年は高度経済成長の中、一次産業の衰退、道路網の整備により安定した生活資金獲得の為、集落を離れる人が増え居住者の減少が続き、現在は限界集落を通り過し、消滅集落に向かっている現状です。</p> <p>そのため自治会では、超高齢、年金生活の負担金の減少を目的に国の再生可能エネルギー促進事業の誘致に取り組んで来ました。</p> <p>しかしながら事業計画の提示等、進展が進まずにいる中、グリーンパワーさん計画が順調に進む事に地域一同期待をし、早期の完成を望んでいます。</p> <p>少しでも長く地域の存続できる事を願い地域一同の願いと致します。</p>	<p>国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう引き続き検討するとともに、地域の皆様のご期待に沿えるよう努めてまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載しているが、具体的な個人名等は●とした。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解(2)

<生態系・植物>

岩手県岩手郡雫石町B氏

No.	一般の意見	事業者の見解
2	<p>別紙のとおりです。 なお、専門家氏名の公表が必要と思われます。</p> <p>(別紙) 環境影響評価方法書における「表 4.3-12 重要な影響予測結果 (3/6)・(4/6)」及び「表 6.2-1 (6) 専門家等へのヒアリング結果」には、ダケカンバ群落における標徴種ともいえるカバシヤク(チョウ目シヤクガ科)、キベリタテハ(同目タテハチョウ科)に関する事項が脱漏している。 このことから基本的な現地調査・資料調査が不十分であると推測する。</p> <p>ご承知のとおり、御大堂山周辺の西向き斜面は、ダケカンバや人工林カラマツの風衝樹形が示すとおり、典型的な風衝地である。</p> <p>当該地のダケカンバ群落には、カバシヤクが生息しており、食樹はダケカンバである。</p> <p>本種は日光性の蛾であり、下翅は映えるオレンジ色を呈し、確認が容易な種であるが、東北地方では昭和51年まで確認されず、中部山岳・北海道にのみに分布する種とされていた。生息確認が遅れた理由は、東北地方の個体数が少ないことによる。カバシヤクは、RDBにおいて、隣県の秋田県、青森県にあっては、個体数が少ないことから情報不足(D・D)、新潟県にあっては、地域個体群としてカテゴリズされているが、岩手県の記載は見当たらない。私が令和5年4月27日、5月4～5日10:00～15:00に現地確認したところ、カバシヤクの目撃数は1頭/日であり、個体数は少ない。</p> <p>御大堂山周辺に生息する要因として、垂直分布と水平分布の関係から中部山岳・北海道の生息地と気候が近似していること、チョウ目の天敵生物である寄生蜂が風衝地では活動しにくいことが考えられる。</p> <p>結論として、風衝地におけるダケカンバ群落は特異な生態系であり、御大堂林道の西向き上部斜面のダケカンバ群落は開発の対象から除外すべきと考えます。</p> <p>風力発電施設については、設置後に周辺の風速低下が起これば、これまでとは違った植生に変化することが知られていません(●●●●氏)。</p> <p>仮に開発する場合のミティゲーションとしては、ダケカンバの伐採に当たっては、群落が分断されない小面積とし、同種の生存に影響の少ない越冬期に限定して行う必要があると考えます。さらに、ダケカンバ群落の風衝樹形を維持し、風衝により低層な草地を保っている御大堂山頂上付近の植生変化を避ける配慮も必要です。</p> <p>加えて、当該地には、ダケカンバを食樹とするキベリタテハも一定量生息しており、併せて保全対象とする必要があります。</p> <p>過去に、盛岡市では、岩山山頂付近において大面積のゴルフ場開発を行った結果、タテハチョウ科オオウラギンヒョウモン等を絶滅に至らしめた(●●●●氏)負の実績があり、この繰り返しを避けなければなりません。</p>	<p>ヒアリングを実施した専門家の氏名については、個人情報保護の観点から公表を差し控えています。</p> <p>カバシヤク、キベリタテハは、方法書 p.265 「表 4.3-7 重要な種の選定基準」で示した基準に登録・掲載されていないため重要な種としては整理していませんが、「表 3.1-25 既存資料による動物相の概況」の昆虫類7,388種の中にカバシヤク、キベリタテハを含んでおり、生息状況を把握する対象としています。</p> <p>カバシヤクの目撃数等の貴重な情報ありがとうございます。頂いた情報も踏まえて、今後の調査でカバシヤク、キベリタテハを含む昆虫類の生息状況を十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果を踏まえて、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p> <p>御大堂林道は可能な限り現道を活用し、ダケカンバ群落の改変を最小限にとどめる計画です。また、御大堂山頂上付近の改変は予定していません。過去の事例を参考に、実行可能な範囲内で環境影響のできる限りの回避・低減に努めます。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載しているが、具体的な個人名等は●とした。

No.	一般の意見	事業者の見解
6	<p>(2) (1)とも関連しますが、方法書 p.7 の図面のように風力発電装置が設置されると、当該事業予定地域の山の尾根のあちこちに最大高度 219m の風車が林立することになります。この「高度 200m ほど」はこれまでの種々の研究結果によりイヌワシの生息における主な利用高度とされる高度帯とほぼ重なることが知られており、このままでは風力発電施設の稼働に伴いイヌワシのバードストライクの発生の可能性が高まることとなります。これに関して、既存の風力発電施設におけるブレード塗装やシール貼り付け等、鳥類からの視認性を高める措置等が、希少猛禽類のバードストライク防止に有効でないことは既に明らかになっております。これに関して方法書 p.447 には、環境省が令和 4 年 8 月に公表した「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改訂版）」の中のブレードの彩色や警戒音などの有効性を述べておられますが、そもそも環境省のこの手引き（改訂版）の中で重視されているバードストライク防止策は「立地の選定」です。またこの手引き書の公表の主目的がここ数年で多発している海ワシ類のバードストライク対策であり、そのままイヌワシに適用できるかどうか不明であることにも留意する必要があります。希少性の遥かに高いイヌワシに対しておごなりな保護対策は許されません。</p>	<p>イヌワシは重要な猛禽類であると認識しています。</p> <p>重ねての回答となりますが、方法書作成までの検討過程において、環境影響の回避・低減の観点から、配慮書段階の事業実施想定区域から大幅な絞り込みを行いました。</p> <p>今後の調査でイヌワシ等の希少猛禽類の生息状況を十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果を踏まえて、イヌワシに与える環境影響に対して適切に予測、評価し、環境保全措置を検討、実施することでイヌワシの生息環境の悪化が極力抑えられるよう努めてまいります。</p>
7	<p>(3) 岩手県内で現在稼働している風力発電施設に近隣するイヌワシ営巣地では、この数年来繁殖に失敗する状態が続いており、その大きな理由の一つとして挙げられているのが餌不足です。つまり事業規模の大小に関わらず風力発電施設の稼働開始に伴いイヌワシがその地域を忌避し、その結果として近接するイヌワシの採餌適地（狩場）が失われたと判断されます。今回の事業予定地周辺にも複数のイヌワシ営巣地が存在します。従ってイヌワシの生息環境保全のためには、営巣地や狩場に近接する地域等での風力発電施設の建設を絶対に避け、それらの地域から十分な距離を置く必要があります。これに対して、今回の方法書 p.7 に示されている事業計画では、事業実施想定区域内に網目状あるいは虫食い状に風力発電機が設置される案となっております。このようなレイアウトの事業計画では風力発電施設自体の設置予定地域の実面積よりもはるかに広大な地域に風力発電施設の建設や稼働の影響が及び、それに伴って希少猛禽類の生息環境への悪影響が広範囲に深刻化することが強く危惧されます。</p>	<p>イヌワシは重要な猛禽類であり、近年、繁殖成功率の低下が課題になっていると認識しています。</p> <p>風力発電機の配置を検討する際、環境面に加えて、風況、施工・運転時の安全性等の観点から、風力発電機間には一定の距離を確保する必要があります。</p> <p>今後の調査でイヌワシ等の希少猛禽類の生息状況を十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果を踏まえて、イヌワシに与える環境影響に対して適切に予測、評価し、環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p>
8	<p>(4) 今回の方法書に示されている事業実施計画の中では、風力発電施設が具体的にどの場所に設置される予定であるのか、また風力発電装置に付随して必要となる変電施設や送電網をどこにどのように設置するのか、などの記述がありません。この点は貴社が以前公表された配慮書に対して私どもが指摘していた事柄ですが、それにも関わらず方法書 p.447 の説明では「方法書以降で実施する現地調査等を踏まえて検討する」とされるにとどまっております。風力発電装置に付随して必要となるこれらの施設の建設も、当該地域の環境の破壊につながる事が明らかであるにもかかわらず、このように具体性の欠けた計画の進め方を貴社が進めようとしているのはなぜでしょうか。これでは事業計画の概要のみを公表して既成事実化しておき、その上で事業規模を縮小して自然環境に配慮した計画であるように見える意図があると受け止めざるを得ません。</p>	<p>配慮書では、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省計画段階技術手法に関する検討会、平成 25 年 3 月）で例示されている「区域を広めに設定する」タイプの複数案として、事業実施想定区域を広めに設定しました。方法書作成までの検討過程において、環境影響の回避・低減の観点から配慮書段階の事業実施想定区域からの大幅な絞り込みを行ったところです。</p> <p>風力発電機の設置位置等は、今後、実施する環境、風況等の各種調査結果により検討、決定する予定であり、変電施設等の設置位置等は、その結果を踏まえて検討します。検討結果については、準備書以降の環境影響評価図書で示します。</p> <p>現時点での計画は方法書説明会で説明しましたが、引き続き地域の皆様にご理解頂けるよう努めてまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

No.	一般の意見	事業者の見解
9	<p>(5) 希少猛禽類であるイヌワシの繁殖地の所在については、その特殊性により一般には公表されておりません。一方、この方法書の p. 13 には、風力発電施設の建設や稼働に必要な大型機材等を運ぶいくつもの輸送経路が示されています。これらの輸送経路の近隣にもイヌワシの生息地が複数存在するはずであり、それらの道路の新設や補強・拡幅工事、あるいは資材の輸送のための通行に伴う騒音などにより、付近のイヌワシの繁殖が阻害される可能性があります。しかしそのような観点からの輸送道路の適否の選択、あるいは輸送道路に関する環境影響調査などの点がこの方法書の中には示されていないようです。輸送道路も風力発電施設に付随して必須な施設である以上、それらの輸送道路の周囲を含む帯状の地域をきちんと環境影響評価の対象とし、イヌワシの保護に万全を期すべきであると私どもは考えます。</p>	<p>輸送経路は既存道路等を最大限活用し、補強・拡幅工事等は必要最小限にとどめる計画です。輸送経路での大型機材等の運搬に当たっては、法定速度を順守する等、車両走行に伴う騒音に配慮することによって、輸送によるイヌワシへの影響の低減に努めてまいります。</p>
10	<p>【3】渡り鳥の生息環境の保全に関して</p> <p>日本列島は東アジアからオーストラリアに至る多様な渡り鳥の飛行コースのほぼ中央部に位置し、それぞれの季節ごとに日本列島各地で多種多様な鳥類の渡りや夏鳥の繁殖、冬鳥の生息等が観察されます。しかも近年の調査技術の飛躍的進歩に伴い、それまでに解明されていなかった鳥類の渡りのコースなども次々と明らかになってきております。実際に大型渡り鳥に発信器を装着して追跡する最新の調査技術により、北上高地北部がガンカモ類やハクチョウ類等の春と秋の渡りの主要なルートとなっていることや、多くの渡り鳥が夜間にも渡りを行っていることなどが明らかになっております。今回の方法書の p. 66～p. 68 などでもマガン・ヒシクイ、オオハクチョウなどの確認事例は記載されておりますし、この地域には環境省のレッドデータブックで準絶滅危惧種に指定されているオジロワシ・オオワシ等の海ワシ類も冬季に少数が渡来します。さらに本州では非常に珍しくなったオオジシギ等の希少な夏鳥の繁殖もこの地域では確認されております。その一方で、多くの小型鳥類の渡りの実態についてはまだ不明な点が数多く存在します。そして風力発電施設の稼働に伴うバードストライクにより、小鳥類をはじめとする多数の鳥類が命を落としていることはこれまでに世界各地で多数報告されています。風力発電施設が北上高地に次々と設置される状況になれば、渡り鳥の生息環境の攪乱と渡りルートの遮断、さらにはバードストライク発生等の可能性が非常に高まります。しかし、以前貴社の公表した配慮書に対する私共の意見に対して、貴社の説明はいずれも「適切な調査、予測、及び評価を行った上で適切に検討」（方法書 p. 448）という、具体性に欠けたものとなっております。このままでは、当該事業の環境影響への対策をしないで建設を進めることに繋がり、当該地域の自然環境に深刻な悪影響を及ぼすことが危惧されます。</p> <p>従って私どもは当該事業計画の白紙撤回を強く求めます。</p>	<p>動物を対象とした具体的な調査、予測及び評価の手法は方法書（p. 384～407）に具体的に記載しております。この調査、予測及び評価の方法での実施を計画しており、方法書に対する経産大臣勸告、岩手県知事意見を踏まえて、調査、予測及び評価の方法を決定します。</p> <p>今後の調査でイヌワシ等の希少猛禽類の生息状況を十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果を踏まえて、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p> <p>国が掲げる 2050 年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう引き続き検討してまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

No.	一般の意見	事業者の見解
11	<p>(1) 風力発電施設における鳥類のバードストライクに関しては、膨大な量の過去の報告や文献が公表されております。また風力発電施設の稼働が、鳥類の行動範囲を制約したり渡りのコースの攪乱に繋がったりする要因となることも既に科学的調査により明らかにされております。実際に今回の方法書の中には、当該地域付近でマガン・ヒシクイ・オオハクチョウなどの大型渡り鳥が確認されていることが記載されておりますし、p.66～p.68にはそれらの渡りのコースが事業予定地と重なる様子も示されております。従ってこれらの渡り鳥の生息地域に風力発電施設を建設する場合には事前の詳細な生息状況調査が特に不可欠ですし、過去の事例に学び同様の失敗を繰り返さないための保全対策の導入が欠かせません。しかし、貴社の方法書 p.58～p.59にも他の箇所にそれらは示されておらず、またそれらに関する引用や記述も見当たりません。これでは過去の事例を適切に調査していないと言わざるを得ません。</p>	<p>方法書では、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）に基づいて、対象実施区域及びその周囲の自然的社会的状況を整理しました。今後の調査、予測及び評価の結果に加えて、ご指摘の風力発電施設におけるこれまでのバードストライク事例等を参考に、実行可能な範囲内での適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>
12	<p>(2) (1)とも関連しますが、岩手県内陸部には環境省レッドリストで準絶滅危惧種に指定されているオジロワシ・オオワシ等の海ワシ類が冬季に少数渡来し越冬します。従ってこれらの海ワシ類の越冬地の保護は重要になりますが、その際にも問題となるのは風力発電施設によるバードストライクです。実際に北海道の風力発電施設においてオジロワシのバードストライクの多発が報告されており、これに対して環境省は2022年8月8日付で「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）」を策定し公表しております。そして先ほども述べたように、この手引き（改訂版）の第一の眼目は「立地の適切な選択」にあります。しかし、今回の方法書にはこの手引き（改訂版）と照合しながら当該事業予定地の立地が適切であるかどうかを検討するといった記述は見られません。従って当該事業計画の中ではこれらの海ワシ類の生息環境の保全、特にバードストライク対策としての「立地の適切な選択」についての検討がなされていないと言わざるを得ません。</p>	<p>重ねての回答となりますが、配慮書では、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、平成25年3月）で例示されている「区域を広めに設定する」タイプの複数案として、事業実施想定区域を広めに設定しました。方法書作成までの検討過程において、環境影響の回避・低減の観点から配慮書段階の事業実施想定区域からの大幅な絞り込みを行ったところです。</p> <p>今後の調査で海ワシ類を含む希少猛禽類の生息状況を十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果を踏まえて、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p>
13	<p>(3) 希少な夏鳥であるオオジシギは環境省のレッドデータブックでは準絶滅危惧種（NT）に、いわてレッドデータブックではBランクに指定されておりますが、その習性により風力発電施設でのバードストライクの可能性が特に高いとされております。実際に日本野鳥の会が2016年に実施した全国オオジシギ生息調査の結果でも、本州での生息数の減少が顕著であることにより、生息地の保全は喫緊の課題とされております。そして私ども●●●●●●●●●●のこれまでの調査では、オオジシギの繁殖地が北上高地に点在していることが明らかになっております。しかし今回の方法書の中では、オオジシギに特化した生息状況の詳細な調査や、当該事業予定地におけるバードストライク発生の可能性評価は検討の対象となっておらず、このままではオオジシギの生息環境の保全対策の検討が当該事業計画から欠落する恐れがあります。</p>	<p>一般鳥類、渡り鳥等の調査において、オオジシギの鳴き声や主な活動時間、生息適地等に注目して、オオジシギの生息状況の把握に努めます。調査によりオオジシギの飛翔記録が得られた場合には、衝突確率等を推計して、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行います。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載しているが、具体的な個人名等は●とした。

No.	一般の意見	事業者の見解
14	<p>(4) 風力発電施設の稼働に伴って、低周波音を含む騒音の発生や、装置の影が近隣住民の生活環境や健康に影響を及ぼすことは知られておりますが、同様の影響は希少猛禽類をはじめとする鳥類の生息環境にも及びます。しかし今回の方法書においては、近隣の住居が風車設置予定地近傍に存在するかどうかに関する記述はあるものの、風車の影や低周波音を含む騒音が希少猛禽類の生態や夏鳥の繁殖、夜間に行動する鳥類の生態などにどのような影響を及ぼすかという予測は全くなされておられません。また今後その観点に基づいて環境影響調査の中で鳥類の生息状況調査を実施するか否かについての記述も見受けられません。</p>	<p>低周波音を含む騒音や風車の影によって猛禽類を含む鳥類が影響を受ける目安となる数値等は判明していない状況であると認識しており、引き続き、情報収集に努めてまいります。</p>
15	<p>(5) 風力発電施設が鳥類の生息環境にどのような影響を及ぼすかを適正に予測・評価することは、その地域における渡り鳥の生息環境の保全にとって極めて重要です。そしてその際には近隣の他の事業者による複数の風力発電施設との「累積的環境影響」を適切に評価することが不可欠となります。確かに今回の方法書の p. 16～p. 17 には近隣の他の事業者の事業実施計画や事業区域が一覧表と地図で示されております。しかしそれ以上の記述はなく、北上高地で繁殖する夏鳥や越冬する冬鳥の、生息環境や渡り鳥の渡来コースを確保するためには、隣接する他事業者の風力発電事業との間にどの程度の距離が必要かなどについて、計画を進める上での「累積的環境影響」への配慮の必要性は述べられておられません。特に指摘しなければならないことは、同じ蕨川地区内で他の事業者により進められている「(仮称)盛岡蕨川風力発電事業計画」の配慮書が昨年 12 月 16 日に公表されていたにも関わらず、そちらの事業計画がこの方法書の p. 16～p. 17 に記載されていないという点です。この地域に二つの風力発電事業が並んで稼働する状況になれば環境影響が計り知れないほど増幅されることは間違いありませんから、今回の当該事業計画の方法書の中に「(仮称)盛岡蕨川風力発電事業計画」が示されていないのは貴社の事前調査がおざなりに進められているのか、あるいは意図的に記載しなかったのかと思わざるを得ません。また当該事業予定地は、隣接する葛巻町内や盛岡市内で現在稼働中の複数の風力発電事業とほぼ連続する形の事業レイアウトとなっており、さらに南側の地域に予定されている「(仮称)宮古岩泉風力発電事業計画」とも地理的にかなり近接しております。しかし当該地域が風力発電事業計画の密集地域でもあるにも関わらず、他の風力発電事業や事業計画に関する横断的な「累積的環境影響」を予測し評価する方向性は全く示されておらず、それらを今後の調査の対象に含めるといった記述もありません。そのため、このまま当該事業計画が進められれば北上高地内部の広大な地域におけるイヌワシの生息阻害や各種渡り鳥の渡りルート遮断の恐れが十分に想定されます。</p>	<p>対象事業実施区域周囲において「(仮称)盛岡蕨川風力発電事業」が検討されていることは承知していましたが、ご指摘のとおり、方法書の他事業への記載が漏れていましたので、今後の環境影響評価図書で追加します。</p> <p>他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集等に努め、事業計画の熟度が高まる準備書段階で、イヌワシの生息環境や渡り鳥の渡りルートに対する累積的影響を考慮した上で適切に予測、評価を実施します。</p> <p>また、他事業者から情報提供依頼があった場合には、情報取り扱い条件等を協議の上、積極的に情報提供を行います。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解(4)

<動物・その他>

岩手県宮古市D団体

No.	一般の意見	事業者の見解
16	<p>1. ふるさとの山野に風車は適わない。</p> <p>北上高地の北部に位置する蕨川地区の山野は、長年、地元住民に親しまれ、保全されてきた地域です。風力発電計画は、これまで長年保たれてきた生態系、野生生物への影響（特に希少ワシタカ類、コウモリ類、昆虫類）、景観、低周波、騒音、森林伐採、残土処理、工事による沢水の濁り、山野災害の懸念など多くの問題があります。各地から被害や住民の苦情が報告されています。民話の里遠野の景観問題、釜石のブレード落下事故、イヌワシの衝突事故。袖山、姫神のイヌワシのブレード接近、高森高原のコウモリ衝突死、岩泉有芸の風車の影、北海道のオジロワシや福島のコウモリ衝突等々。NHKは白昼のオジロワシの衝突事故を放映。実際、風車を近くで見ると騒音と高速で回転するブレードに恐怖心を感じた。北上高地では、川井の害鷹森などの風蝕荒廃などの問題を指摘する、森林再生の専門家の意見も考慮すべきです。</p> <p>計画地の現地確認をしたところ、きれいな溪流があり、豊かな広葉樹の森林が広範囲にあり、近郊には地元の憩いの場所として景観が優れた岩洞湖があり、湖沼にはミズバショウ、カンムリカイツブリの繁殖、ミサゴ、オジロワシも飛来する地域で、計画地からの景観を想像するに、ふさわしくないと認識をしました。ついては、計画の中止を要望します。</p>	<p>方法書作成までの検討過程において、環境影響の回避・低減の観点から配慮書段階の事業実施想定区域からの大幅な絞り込みを行いました。この検討の過程において、森林再生にも知見を有する植物・植生の専門家にヒアリングを行いました。今後も、専門家の助言を受けて、適切に調査、予測及び評価を実施し、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p> <p>国が掲げる2050年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。</p> <p>地元の風資源を活かし、ふるさとの山野と風力発電施設が時代に即した新しい調和を作り出すものとなるよう、引き続き検討してまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している

No.	一般の意見	事業者の見解
17	<p>2. 希少猛禽類、渡り鳥などの野鳥やコウモリ類への影響が懸念されます。</p> <p>この計画は、盛岡市から岩泉町に及ぶ北上高地の大規模開発です。県立自然公園の早坂高原が含まれるのも問題です。鳥獣保護区や緑の回廊など希少な生態系の保護地域でもあります。近郊には岩洞湖家族村、民家もあり景観、風車の影も問題です。</p> <p>計画の3枚ブレードの風力発電機は、新幹線並みの高速で回転するブレードに防護策がなく、悲惨なバードストライク並びにバットストライクを引き起こす重大な欠陥があることが、国内外の被害実績で実証されています。計画は、4,200kw～6,100kwの大型風車38基～55基を設置、最大出力230,000kwと最大規模です。</p> <p>3枚ブレード方式は、扇風機のような防護策がなく、バードストライクを防止は不可能です。現状は、ブレードのないマグナム方式の風発もあり、開発途上といえます。真に野生動物に危害を及ぼさないと確認されるまでは、他の発電方式を採用すべきです。今回の風車の高さは219m、ブレードの直径は158mもあり、尾根上を移動するイヌワシ、クマタカなど希少猛禽類、渡り鳥、コウモリ類、昆虫類に与える影響は計り知れません。事業実施面積は5,870haと広範囲です。森林伐採面積も広範囲に及ぶものと思われるが配慮書並びに方法書でも示されておりません。工事で発生する残土も大量発生すると思いが、貯木場、残土処理法、風水害処理の沈殿池の配置も示されておりません。岩泉町では、台風10号、19号などの豪雨による甚大な災害が発生しています。山野開発は、山野災害の要因となることから大きな問題です。</p> <p>バードストライクは、モーションスマ現象で起こると言われます。猛禽類では、狩りの体制に入ると獲物に視覚が狭められ、周囲の視覚が目に入らないことは長年猛禽類を観察してきて良く見られる現象ですので、イヌワシなどの行動域と重なる尾根上に巨大な風車のブレードは脅威となることは明白です。</p> <p>バードストライクに関し、岩手県が事業者に要請した「バードストライクの対策会議」や環境省の「海ワシのバードストライク対策会議」でも有効な対策は出ておりません。これまで予防策として、ブレードのカラー彩色、威嚇音、光の発光、点滅、ハンター型マネキンの設置、餌動物の嫌う植物の植栽、レーダーを実施または検討。すべてに効果がないか低い事や問題（騒音、光害）があること。鳥獣保護に配慮するなら、最近国内企業も開発した出力は低いブレードのないマグナス式か他の方法を検討すべきです。</p> <p>文献調査では希少種イヌワシ、クマタカは計画地全域で確認されています。</p> <p>モリアブラコウモリ、コヤマコウモリ、チチブコウモリ、クロホオヒゲコウモリなど希少種もある。イヌワシは、アセス調査でも高い確率で出現する可能性が高く問題です。岩手県ではイヌワシ専門員を配置して、繁殖率の向上や保護対策に取り組んでいますが繁殖率は、国や県が目標とする数値にほど遠く、昨年はわずか1か所しか巣立ちしていません。要因は餌不足（ノウサギ、ヤマドリ、ヘビ類）といわれます。毎年ヒナの餓死と思われる事例が発生しています。そのためイヌワシは、広範囲で索餌しています。岩手のイヌワシは絶滅危機に直面している状況下の、イヌワシの狩場の風車建設は絶滅に追い打ちをかけることとなります。餌不足からカモメやオシドリ、ハクチョウ、カラス、トビ、飼いネコの狩りの観察もあります。調査前に希少猛禽類やハクチョウ、ガン類など渡り鳥が判明している地域の開発計画は現段階で中止とした方が無難です。近郊では、かつてノビタキ、オオジシギの繁殖も確認されています。</p>	<p>方法書作成までの検討過程において、環境影響の回避・低減の観点から、配慮書段階の事業実施想定区域より大幅な絞り込みを行いました。検討の結果、対象事業実施区域から県立自然公園の早坂高原、鳥獣保護区等を除外するとともに、風力発電機の設置を検討する対象事業実施区域（既設道路の拡幅、工専用・管理用道路の新設、ブレード旋回範囲等を想定する区域除く）から緑の回廊を除外しました。この検討によって、風力発電機の基数は4,200kW～6,100kW級で約38～55基程度から約23～34基程度、風力発電所出力は最大約230,000kWから最大約140,000kWと6割程度に、面積は事業実施想定区域約5,388haから対象事業実施区域約2,821haと5割程度に縮減し、森林伐採の可能性のある面積を減らしました。今後の事業計画の検討に当たっては、更なる環境配慮に努めてまいります。</p> <p>風力発電機の設置位置等は、今後、実施する環境、風況等の各種調査結果により検討、決定する予定であり、その結果を踏まえて造成等の計画を検討し、準備書以降の環境影響評価図書で示します。造成等に当たっては、岩手県、林野庁等の指導に従って、山地災害の防止に努めてまいります。</p> <p>今後の調査でイヌワシ等の希少猛禽類、コウモリ類等の生息状況を十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果を踏まえて、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p> <p>国が掲げる2050年までのカーボンニュートラルの達成、また、純国産エネルギーの確保に向けて、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう引き続き検討してまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

No.	一般の意見	事業者の見解
18	<p>3. 釜石のイヌワシのバードストライク事故を教訓とすべきです。</p> <p>国内唯一のイヌワシのバードストライクは釜石 WF で 2008 年 9 月に発生した。事故の発生した高原の狩り場と繁殖地の距離は約 17 km です。事業者の自主アセスでは、イヌワシの飛来が少なく、工事で、整地、刈込整備した結果、イヌワシの飛来が増えて衝突事故に至ったとされています。この距離を半径として風発を設置できない基準として、藪川の計画を当てはめれば、開発できないことは明白です。</p>	<p>風力発電施設におけるこれまでのバードストライク事例等は、適切な環境保全措置の検討等に当たって重要な情報と認識しています。ご指摘の釜石広域ウインドファームは他事業者の事業ですが、引き続き可能な範囲で情報収集に努めてまいります。</p> <p>今後の調査でイヌワシ等の希少猛禽類の生息状況を十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果や収集した情報を基に、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p>
19	<p>4. 累積的影響評価が問題です。</p> <p>周辺地域には、ほかに既設、計画が 9 か所もあり累積的影響評価も大きな問題です。現状では北上高地のほぼ全域の高原、牧野等に風力発電計画があり問題です。特に翼の長いイヌワシは牧野を重要な狩場として利用、尾根上の風を利用して移動しますので風発設備は障害となります。累積的影響評価を他の計画で事業者に求めている事例がありましたが、事業者は他の事業者の情報提供が無く評価できないと逃げています。これまでの事業計画で示されたイヌワシの衝突予測は、計画地内出現を元に算出され、環境改変前の予測数値では不確実性が高く信用ができません。ブレード以外に送電塔や送電線も、猛禽類や渡り鳥のバードストライクの要因です。複数の計画が乱立すると、大きな障壁となります。岩手でもクマタカなどの感電死や衝突死がたびたび報道されています。</p> <p>累積的影響評価は、監督官庁である環境省、イヌワシの生息状況や実情を把握している県の専門員が指導的役割を果たし、風発の立地の可否は行政が公正に判断すべきです。センシティブティマップは、有効に機能しているのか疑問です。</p>	<p>他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集等に努め、事業計画の熟度が高まる準備書段階で累積的影響を考慮し、事業者の実行可能な範囲内で適切に予測、評価を実施します。</p> <p>また、他事業者から情報提供依頼があった場合には、情報取り扱い条件等を協議の上、積極的に情報提供を行います。</p>
20	<p>5. 電力の需給予測と風力発電会社の問題。</p> <p>国は国際的な温暖化対策に足並みに合わせて、十分な検討がなされないまま風力発電計画を推進しているように感じます。狭い国土の日本では、風力発電は環境に与える影響が大きく、現状の器械では有効なバードストライク、バットストライクの対策がないことも問題です。計画地の実情に合わせた再生エネルギーの方法や他の発電方法を考えるべきです。ロシアの侵攻によりエネルギー問題が出てきました。国は原発再稼働の推進、新規の原発開発も報道されています。企業は、再生エネルギーは不安定電力として歓迎していないように見受けられ、新規の火力発電の稼働、今後の計画報道など混乱しています。昨年上半期の欧州の国民総生産の不調は再生エネルギーに依存した結果と報道されています。岩手県は、梁川ダムを発電ダムとし、メガソーラー、木質バイオも県内各地で普及。都市のイベントのライトアップなど電力浪費と見られる事例も多く、SDGs の推進からも、電気は将来の経済や人口減少予測を適正に判断し電力の需要を求め、多く作るのではなく、節電対策を推進すべきです。風発事業は、最近投資会社も多い。稼働後企業の転売問題、設備の耐用年数後について不明要素が多く、事業者が倒産した場合の風発設備の撤去などの疑問点が多い。</p>	<p>風力発電は、発電する際に温室効果ガスを発生しない地球温暖化対策に資する有効な発電方式であり、「第 6 次エネルギー基本計画」(資源エネルギー庁、令和 4 年 10 月)、「第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画 (2021~2030)」(岩手県、令和 5 年 3 月改訂)等の施策により導入が期待されると理解しています。この発電所は、再生可能エネルギーの普及拡大を図る上で必要な発電所であると考えております。周辺環境に配慮した計画になるよう引き続き検討してまいります。</p> <p>弊社は、これまで風力発電事業の開発、建設、運営・管理に一貫して携わってまいりました。本件についても運営主体となり、風力発電機供用後の撤去費用を積み立てる等、万が一に備えた計画を検討しています。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

No.	一般の意見	事業者の見解
21	<p>6. 風力発電計画の生態系全体の影響評価が不足しています。環境影響評価は、生態系全体に与える影響を総合的に判断して事業が適正か判断すべきです。国内では風力発電設備の野生生物への影響や被害実績は蓄積段階です。海外では、国内で被害報告のないスズメからハゲワシ類まで、多くの種類の野鳥やコウモリ類が被害に遭っていることが報告されているので参考にして評価することを願います。地域に集中した計画は、主に留鳥などの普通種の生息圏の破壊行為です。行政の各審議会、事業者の計画書では、希少種のみを中心に議論する傾向が強いと思います。普通種のツグミ、アトリ、マヒワでも多数記録されたら問題とすべきです。</p>	<p>国内外の風力発電施設におけるこれまでのバードストライク事例等は、適切な環境保全措置の検討等に当たって重要な情報と認識しており、可能な範囲で情報収集に努めます。</p> <p>今後の調査で普通種の鳥類等の生息状況も十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果や収集した情報を基に、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p>
22	<p>7. 適正な環境影響評価と適切な保護対策を望みます。</p> <p>最近の傾向として、風力発電の普及のために、「バードストライクは不確実性がある」という理由で希少種が確認された場合でも計画中止と判断せず、「事後調査に移行」して対応策を探る事業容認の方向へ変わったように見えます。最近、小規模計画はアセスを必用としないなどの法改正もあり規制緩和は容認できません。</p> <p>また、現行のアセス方法では月当たり3日間連続の調査を2年間と短い。一日当たりの調査時間は午前8時から16時と年間同じです。春から夏の長い日照時間帯でも、野鳥の最も活動する早朝、夕刻の時間帯など繁殖期の重要な時間帯の調査が実施されないとても緩い内容です。コウモリや多くの渡り鳥は夜間に移動しますが有効な調査がされていません。イヌワシの餌資源調査、分析に疑問があります。アセス法にイヌワシなど希少種がいくら記録されたら、計画を見直すという明確な基準もありません。風車の稼働計画に、バードストライクの発生確率が高い悪天候時、渡り鳥の最盛期は風車を止めるなどの稼働規制やブレードの回転数を落とすなど、野鳥保護の対策が見られないのも問題です。バードストライク調査は、鳥獣に詳しい人により適正に実施すべきです。そのせいか被害報告が国内では少ないと感じます。</p> <p>今回の専門家の意見書でも、イヌワシは計画地を狩場の利用と意見を述べています。また計画地に繁殖地はないので問題ないとの意見も良く見られます。イヌワシの年間の生態を熟知した保護の観点からの意見を期待します。計画を容認する人選をしているようにも感じます。匿名とせず氏名を公表することで専門家の権威が証明されます。公正中立な環境影響評価をお願いします。</p>	<p>本事業は環境影響評価法の対象であり、引き続き適切に環境影響評価を行ってまいります。</p> <p>方法書に記載した調査期間等は、「河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル〔河川版〕」（国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、平成28年1月改訂）や「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省自然環境局野生生物課、平成24年12月）等を参考に計画しました。一般鳥類の任意観察法（昼間）では早朝～昼間、任意観察法（夜間）では日没から3時間程度、渡り鳥の定点観察法では正午頃～日の入り後と日の出前～正午頃、コウモリ類の捕獲調査では日没から5時間程度、バットディテクターによる高度別飛翔状況調査では日没1時間前～日出1時間後で調査を実施する計画です。</p> <p>今後の調査で希少猛禽類等の生息状況を十分把握し、必要に応じて事業計画の更なる見直しを行います。それらの結果を踏まえて、適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p> <p>ヒアリングは猛禽類等に知見を有する専門家に行っておりますが、氏名については個人情報保護の観点から公表を差し控えていただいております。</p> <p>環境省等が作成した各種マニュアルに基づいて調査、予測及び評価を行うことによって、適切な環境影響評価の実施に努めてまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解(5)

<動物・その他>

東京都中央区E団体

No.	一般の意見	事業者の見解
23	<p>●●●●●●●●●●は、自然環境と生物多様性の保全の観点から岩手県盛岡市及び下閉伊郡岩泉町で計画されている（仮称）藪川地区風力発電事業（事業者：株式会社グリーンパワーインベストメント、最大総出力：140,000kW、基数：23～34基程度）の環境影響評価方法書（作成委託事業者：日本工営株式会社）に関する意見を述べる。</p> <p>1) 事業計画による自然環境への影響 同アセス図書の対象事業実施区域は、配慮書段階で事業実施想定区域に含まれていた緑の回廊および県立公園が外されており、一定の自然環境への配慮がなされている。しかし、依然として対象事業実施区域にはイヌワシの生息地が含まれているなど自然環境への懸念がある。そのようなことから自然環境の慎重な調査を行い、自然環境面への影響を正しく評価すべきである。</p>	<p>方法書で記載した調査の実施に当たっては、慎重な調査を行ってまいります。調査結果を踏まえて、自然環境への影響について適切に予測、評価及び環境保全措置の検討を行った上で、その内容を環境影響評価図書に適切に記載します。</p>
24	<p>2) 種の保存法の指定種イヌワシの生息調査 同アセス図書のP.288表4.3-11(2)の専門家等へのヒアリング結果にあるように、対象実施区域周辺にはイヌワシが生息している。そのため、岩手県自然環境保全指針（優れた自然）の保全区域はBランクになっている。専門家からのヒアリングでも「Bランク以上の範囲は事業実施区域から外すことを検討した方が良い」とコメントがあるにも関わらず、同アセス図書の対象実施区域の特に東側はBランクが広く含まれたままである。そのため、同事業によるイヌワシへの影響が強く懸念される。 そのため、事業者は事業によるイヌワシの繁殖等生息への影響を回避・低減する観点から、環境省「猛禽類保護の進め方（改定版）」にしたがって繁殖成功年を含めた2営巣期以上の調査を行い、行動圏の内部構造を適切に評価すべきである。</p>	<p>イヌワシ等の希少猛禽類の生息状況を把握するため2営巣期の調査を実施し、行動圏の内部構造の評価を行います。2営巣期の調査期間中にイヌワシの繁殖が確認されなかった場合には、継続調査を検討します。</p>
25	<p>3) コウモリのハイリスク種の詳細な調査 環境アセスメントデータベース（EADAS）によると、軽松沢川の左岸尾根上の風力発電機の設置を検討している尾根に、モリアブラコウモリおよびチチブコウモリの生息が確認されている。モリアブラコウモリとチチブコウモリは、風力発電施設によるパットストライクを受けやすいハイリスク種である。それにも関わらず、同図書P.397、P.405で示されている哺乳類（コウモリ類）の調査地点は、これら事前に示されているハイリスク種の生息状況を考慮した調査地点になっていない。事前に示されているコウモリ類のハイリスク種の生息地を考慮し、調査地点を再考すべきである。</p>	<p>捕獲調査では、方法書p.397「図6.2-6(7)動物調査地域、調査地点（コウモリ）詳細図」の地点H-1でモリアブラコウモリ、チチブコウモリの生息状況を把握する計画でしたが、ご指摘を踏まえて調査地点を再検討します。高度別飛翔状況確認調査は風況観測塔を用いて実施する調査であり、地点K-1でモリアブラコウモリ、チチブコウモリの生息状況を把握します。</p>
26	<p>4) 土砂災害のリスク 対象事業実施区域のうち、工事用・管理用道路の新設等を想定している場所は、ほとんどが土石流危険渓流となっており、下流は土砂災害警戒区域となっている。それにも関わらず、土砂災害リスクに関する調査が示されていない。土砂災害のリスクに関する詳細な調査を行うべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり対象事業実施区域北側の工事用・管理用道路の新設等を想定している区域の多くは土石流危険渓流に指定されています。現在、岩手県において、高精度な地形情報を用いて新たに「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を抽出しており、その結果は令和5年度中に公表される予定と伺っております。工事用・管理用道路の新設等を計画する際には、最新情報の把握を行うとともに、河川管理者、道路管理者と協議しながら調査、設計を行い、土砂災害が発生しないように努めてまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載しているが、具体的な個人名等は●とした。

No.	一般の意見	事業者の見解
27	<p>5) 同図書の公開方法</p> <p>同アセス図書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとはいえ、縦覧期間が1ヶ月と短く、また、縦覧場所も限られている。インターネット上で閲覧は可能であるが、印刷やダウンロードができない。また縦覧期間終了後は閲覧することができないため、アセス図書の内容が、実際の計画地の状況と齟齬がないかの確認もできない。</p> <p>地域住民や利害関係者等が常時、安易に精査できることが、環境影響評価の信頼性にもつながるものであり、地域との合意形成を図るうえでも不可欠である。全事業のアセス図書を常時公開している事業者もあり、閲覧可能期間を短くしている本事業者の対応は不親切といわざるを得ない。閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などで、図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。</p>	<p>環境影響評価図書の記載内容には、弊社のノウハウや検討過程の情報を含むため、縦覧期間終了後のインターネットによる継続閲覧は行っておりません。</p> <p>この他、地域住民及び関係自治体とのコミュニケーションを深めるため、説明会等による積極的な説明に努めてまいります。</p>

注：一般の意見は原文のとおり記載している。

○日刊新聞における公告

岩手日報（令和5年3月27日（金） 朝刊）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、一（仮称）菟川地区風力発電事業環境影響評価方法書一の縦覧及び説明会を行います。

一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーインベストメント
 代表者の氏名 代表取締役社長 坂木 尚
 事務所の所在地 〒107-0052 東京都港区赤坂
 〒111-0044 赤坂インターシティ

二、対象事業の名称
 種類 風力発電（陸上）
 規模 発電設備出力 最大十四万キロワット

三、対象事業実施区域 岩手県盛岡市、岩手県下閉伊郡岩泉町
 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 岩手県盛岡市、岩手県下閉伊郡岩泉町、岩手県宮古市

四、縦覧の場所及び時間 岩手県盛岡地区合同庁舎二階県民ホール、岩手県宮古地区合同庁舎二階県民ホール、盛岡市若園町分庁舎、盛岡市玉山総合事務所、宮古市環境課、岩泉町政策推進課、岩泉町大川支所、岩泉町小川支所 ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
 電子縦覧 <https://greenpower.co.jp/>
 期間 令和五年三月二十七日（金）から令和五年四月二十六日（水）まで

五、説明会の開催を予定する日時及び場所
 一、令和五年四月七日（金） 午後六時～午後八時 岩泉町大川基幹集落センター（岩手県下閉伊郡岩泉町大川字下町一七四）
 二、令和五年四月八日（土） 午後六時～午後八時 盛岡市岩洞活性化センター（岩手県盛岡市菟川字外山三五―四五）

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をもちろの方は、書面に住所・氏名・意見書の対象である方法書の名称・意見（意見の理由を含む）をご記入の上、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函くださるか、令和五年五月十七日（水）までに問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

七、問い合わせ先 株式会社グリーンパワーインベストメント
 東北統括事務所
 〒101-0001 岩手県盛岡市中央通二丁目七三三
 CORE FIELD MORIOKA 店舗
 TEL 0196-312141

〇インターネットによる「お知らせ」

(岩手県 ウェブサイト)

The screenshot shows the official website of Iwate Prefecture. The main navigation bar includes categories like 'News', 'Living in Iwate', 'Business', 'Environment', 'Community', 'Education', and 'Government Information'. The page title is '(仮称) 葦川地区風力発電事業' (Sawara Area Wind Power Project). It features social media icons for Twitter, Facebook, and YouTube, along with a search bar and a date stamp of 2014/05/27. The project is managed by '株式会社クリーンパワーインベストメント' (Clean Power Investment Co., Ltd.). The '環境影響評価手続状況' (Environmental Impact Assessment Status) section lists the project name, location (Sawara District), and other details. A '手続官報通知' (Procedural Notice) section provides a timeline of key events from 2013 to 2014, including the start of the assessment, public hearings, and the issuance of the assessment report. A '方法書' (Methodology) section lists the dates for the assessment process. A footer box contains contact information for the '環境生活部 環境企画課 環境影響評価・土地利用課' (Department of Environment and Living, Environmental Planning Section, Environmental Impact Assessment and Land Use Section).

○インターネットによる「お知らせ」

(株式会社グリーンパワーインベストメント ウェブサイト)



TOP わたしたちの取り組み ニュース 日本各地の事業 会社案内 採用情報

ニュース

● ニュースからのお知らせ (最新) 最新記事

(仮称) 蕨川地区風力発電事業環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

○ 2023年3月27日 ● publicrelations □ 環境情報科

2023年3月27日

株式会社グリーンパワーインベストメント

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)蕨川地区風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)及びこれを要約した書類(以下、要約書)を公表いたします。

■方法書の掲載

【掲載場所】

- 蕨川地区合同庁舎1階県民ホール(〒020-0023 栃木県蕨川市内丸11-1)
- 富田地区合同庁舎1階県民ホール(〒027-0072 栃木県富田町五月町1-20)
- 盛岡市南區町民センター(〒020-8531 栃木県盛岡市南區町2-18)
- 盛岡市五輪会事務所(〒028-4195 栃木県盛岡市南區長等台360)
- 富田町環境課(〒027-8501 栃木県富田町富田1丁目1-30)
- 川原町環境課(〒027-0595 栃木県下野川郡川原町川原字野原59-5)
- 川原町大川支所(〒028-0232 栃木県下野川郡川原町大川字下町117-4)
- 川原町小川支所(〒028-5641 栃木県下野川郡川原町小川字町66-1)

【掲載期間】

2023年3月27日(月)～2023年4月26日(水)
閲覧時間は、土・日・祝祭日を除く朝9時～17時

■インターネットによる公表

● 環境影響評価

- ① 第1章 事業の名称、事業の内容及び主たる事業地の所在
- ② 第2章 社会事業の目的及び概要
- ③ 第3章 社会事業の内容及び事業の概要
- ④ 第4章 第一号事業に係る社会影響評価等に関する概要、主要な項目の概要
- ⑤ 第5章 社会事業に係る社会影響評価の項目及び社会事業の見解
- ⑥ 第6章 社会事業に係る環境影響評価の項目及び社会事業の見解
- ⑦ 第7章 社会影響評価等の実施の概要
- ⑧ 第8章 環境影響評価法に基づき公表した事業の名称、事業の内容及び主たる事業地の所在
- ⑨ 要約書

なお、本書は、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。また、本書に記載された情報(文書、図表、地図、写真等を含む。)に関する著作権は、当社によって保護されています。著作権法上認められた場合を除き、本書に記載された情報を利用(複製、複製、転載、配布、転写、転送、複製、転送、転送)することは、当社によって禁止されています。

■意見書の提出について

【意見書提出方法】

環境影響評価法に基づき、環境保全の見地からご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、掲載場所に設置の意見書箱にご投入いただくか、下記お問い合わせセンターへ郵送にてお送りください。

● お問い合わせ

【意見書の提出期間】

2023年5月17日(水)以降の提出は、土日祝日不可

■開講会の開催

- 4月7日(金) 18時00分より 川原町大川支所 集客センター(栃木県下野川郡川原町大川字下町117-4) ※定員50人程度
- 4月8日(土) 18時00分より 盛岡市南區町民センター(栃木県盛岡市南區町山35-45) ※定員60人程度

■お問い合わせ先

株式会社グリーンパワーインベストメント 東北環境事務所
〒020-0021
栃木県蕨川市中央通1丁目7-35 CORE FIELD MORIOKA 4階
TEL: 019-613-2141

2023.03.27

